

過誤納金（還付金）還付請求権譲渡通知書

年 月 日

愛知県名古屋東部県税事務所長 殿

譲渡人（自動車税の場合は、課税年度の4月1日現在の名義人（自動車税納税通知書に記載された方）となります。）

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

代表者（法人の場合）

（日中の連絡先 - - ）

私（当社）が貴職に対して有する下記過誤納金（還付金）の還付請求権は、
年 月 日に、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。

譲受人

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者（法人の場合）

（日中の連絡先 - - ）

記

1 譲渡した過誤納金（還付金）

税 目	<input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> 税	過誤納金（還付金） の金額	円
年 度	年度	譲渡した過誤納金 （還付金）の金額	円
登録番号又は 期（月）別		納付（納入）年月日	年 月 日
過誤納金（還 付金）の発生 理由・発生年 月日	<input type="checkbox"/> 抹消登録（廃車） <input type="checkbox"/> 重複（超過）納付（納入） <input type="checkbox"/> 減 免（ <input type="checkbox"/> その他（	【 年 月 日 抹 消 登 録 】 【 年 月 日 納 付 （ 納 入 ） 】 ） ）	

※太線で囲った項目（税目、年度、登録番号又は期（月）別及び過誤納金（還付金）の発生理由・発生年月日）は、譲渡された過誤納金を特定するため必要な項目となりますので、必ず記入してください。

2 過誤納金（還付金）の振込先（譲受人名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行・信用金庫 信 用 組 合 農 協 ・ 漁 協			本店・支店 本所・支所
	金融機関コード		支店コード（店番）	
預金種目	普通・当座・	口座番号		
口座名義人 （カタカナ）				

※過誤納金（還付金）の受領を口座振替で希望される場合は、譲受人名義の振込先口座を記入してください。

※ゆうちょ銀行の場合：「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

【ご注意】

- 譲渡人が個人の場合は住所、氏名を自署し、譲渡人が法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名をゴム印等で押印し、印鑑証明書の印影と同じ印を押印してください。
- 譲渡人の印鑑証明書（発行日から12か月以内のものに限ります。コピー可（等倍に限る）。）を添付してください。
- 「登録識別情報等通知書」、「輸出抹消仮登録証明書」など、還付金の発生事由を証する書類を添付してください。
- 抹消登録した月の翌月5日まで又は重複納付した日から3日以内に提出してください。
- 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当（委託納付）されるため、譲受人に還付されない場合や充当（委託納付）後の残額が譲受人に還付される場合があります。